

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.4.1 現在

商品名	J F住宅ローン（全国保証／つなぎ融資保証）
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当する個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時及びご融資時満18歳以上満65歳未満の方 ※加入する団信によって、お申込時及びご融資時の年齢、完済時年齢が異なります。 ● 全国保証付住宅ローンの融資承認が得られている方 ● 保証会社（全国保証(株)）の保証が受けられる方
資金使途	以下のつなぎ資金とします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 自己居住用住宅の建築等に要する手付金・中間金・最終金等 ● 土地購入と建物新築を1つの住宅ローンで取扱う場合の土地購入資金 ● 借換を伴う建替えを行う場合の借換資金 ● 住み替えを行う場合の住宅購入資金
借入金額	● 10万円以上10,000万円以下（1万円単位）
借入期間	● 1年を上限とします
借入利率	● J F住宅ローン「変動金利型」の利率を適用します。
返済方法	● 対象となる住宅ローン実行時に一括返済します。 但し、借入利息はつなぎ資金融資時にお支払いいただきます。
担保	● 融資対象物件の敷地に対し、第一順位の抵当権設定登記の登記留保を行います。
連帯保証人	● 原則、不要です。
保証料	● 本融資実行時に一括してお支払いいただきます。 保証料率 年1.350%
事務手数料	● 東日本信漁連事務手数料 33,000円（税込）
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Fマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、J Fマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。

	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249) <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認ください。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせください。

東日本信用漁業協同組合連合会